

- ①資本金が1億円超
②法人税額が年1千万円超
③相互会社
- のいずれかに該当する法人様へ



県税キャラクター
直之くん

法人県民税法人税割の超過課税 延長のお知らせ

石川県では、法人県民税法人税割の超過課税の適用期間が5年間延長されました。

延長前 令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分について適用

延長後 令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分について適用

【石川県の超過課税の概要】

(1) 法人税割の税率

適用税率 1.8% (標準税率 1.0%、超過税率 0.8%)

(令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する各事業年度に限り、
適用税率 **1.4%** (標準税率 1.0%、超過税率 **0.4%**)

区分	税率 (%)	事業年度の終了日		
		~R3.1.31	R3.2.1 ~R5.1.31	R5.2.1 ~R8.1.31
資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人、 保険業法に規定する相互会社	法人税額 ×	1.8	1.4	1.8
資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の法人など	法人税額が 年額1千万円以下の法人	1.0	1.0	1.0
	法人税額が 年額1千万円を超える法人	1.8	1.4	1.8

(注) この税率表は、令和元年10月1日以後に事業年度を開始する法人に係るものです。それ以前については、金沢県税事務所にお問い合わせください。

また、今後の制度改正により税率が変更となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 対象となる法人

次のいずれかに該当する法人

- ① 資本金(出資金)の額が1億円を超える法人
- ② 課税標準となる法人税額が1千万円を超える法人
- ③ 相互会社

※ eTAXで電子申告を行う際は、お使いの会計ソフト等において、上記のとおり税率が正しく設定されていることをご確認ください。

【お問い合わせ先】

名称	所在地	電話番号
石川県金沢県税事務所	金沢市幸町12-1	076-263-8832
石川県総務部税務課	金沢市鞍月1-1	076-225-1271



石川県